

しまね地域産業資源活用支援事業補助金

～地域産業資源を活用した事業化への取組を支援します～



しまね地域産業資源活用支援事業は、県内中小企業者等による「地域産業資源（農林水産品、鉱工業品、加工技術、観光資源）」を活用した事業化への取組に対し、その費用の一部を補助します。

【対象者】県内に主たる事業所等を有する中小企業者、事業協同組合、協業組合、NPO法人

※創業者・農林漁業者は除く

【対象事業】地域産業資源を活用した新商品・新サービスの研究開発、既存商品・既存サービスの改良および販路開拓の初期段階の事業のうち、実現可能な具体的事業計画を有するもの ※全型共通

県内波及型

- 補助率 1/2以内（機器・設備整備費^(注1)1/3以内）
- 補助限度額 50万円～300万円
- 補助対象期間 交付決定日～令和5年1月31日

| 補助対象事業 | 補助対象経費 |
|----------------------------------|---|
| 県内事業者との取引額の増加等、県内への経済波及効果が見込めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ●新商品・新サービスの研究開発事業または既存商品・既存サービスの改良事業に要する経費 ●新商品・新サービスまたは改良した既存商品・既存サービスの販路開拓事業に要する経費 |

県内新規取引型

- 補助率 2/3以内（機器・設備整備費^(注1)1/3以内）
- 補助限度額 50万円^(注2)～400万円
- 補助対象期間 交付決定日～13ヶ月以内^(注3)

| 補助対象事業 | 補助対象経費 |
|---|---|
| 新たに県内事業者と取引を図るもので、かつ当該取引に係る原材料生産または加工等が県内で行われるものであり、地域への経済波及効果が見込めるもの | 「県内波及型」の対象経費に加え、原材料の調達先・加工先等に係る県内取引の拡大を図るために要する経費 |

(注1)機器・設備整備費…研究開発や改良に必要なものが対象。単なる更新や汎用性があり目的外使用になり得るものは対象外。

(注2)新商品等の研究開発または既存商品等の改良事業のみの場合は下限30万円以上。

(注3)本年度は令和5年1月31日迄とし、同年2月1日から2年目事業交付決定日前日までは対象外。

【対象者】商工団体等（商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、しまね産業振興財団）

連携事業型

- 補助率 事業経費:2/3以内 事務経費:10/10以内 ※機器・設備整備費は対象外
- 補助限度額 事業経費:50万～600万円 事務経費:事業経費の補助対象経費×20%と40万円のいずれか低い額
- 補助対象期間 交付決定日～13ヶ月以内^(注3)

| 補助対象事業 | 補助対象経費 |
|---|---|
| 商工団体等のマネジメントのもと、相互の収益拡大を目指して新たな商品化等が行われる連携事業 ^(注4) であり、広く県内への経済波及効果が見込まれるもの | 事業経費:「県内波及型」の対象経費 事務経費:商工団体等が連携事業を適切に管理および支援するために必要な経費 |

(注4)連携事業…複数(事業協同組合又は協業組合を複数含まない場合は3者以上)の異なる業種の中小企業者等が連携して取り組む事業

※詳細は「公募要領」でご確認ください。 公募要領等のダウンロード <http://www.shoko-shimane.or.jp>

公募期間 令和4年7月14日(木)～8月18日(木)

支援機関に相談・応募書類を提出



お問合せは最寄りの支援機関（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、しまね産業振興財団）または下記へ

| | | | |
|------|-----------|----------------------------------|---------------|
| 実施機関 | 島根県商工会連合会 | 〒690-0886 松江市母衣町 55-4 島根県商工会館 4F | ☎0852-21-0651 |
| | 石見事務所 | 〒697-0034 浜田市相生町 1391-8 いわみぶらっと内 | ☎0855-22-3590 |